

## 1 審査請求の件名

こども園等入園保留取消請求事件（平成30年審査請求第1号及び第2号）

## 2 処分庁

豊田市長

## 3 事案の概要

- (1) 本件は、障がいのある審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に係る平成29年度及び平成30年度のこども園の入園保留決定（以下「本件処分」という。）についての事案である。
- (2) 本件児童は、平成27年4月から、豊田市内の児童発達支援センターに通所していた。
- (3) 審査請求人は、本件児童を平成30年2月からこども園等へ入園させることを希望し、平成29年11月8日に、本件児童に係る平成30年度の入園申込みを、同月15日に、平成29年度の入園申込みをした。
- (4) 処分庁は、豊田市こども発達センターが主催する通園施設進路検討会の「児童発達支援センターへの継続通園が望ましい」との進路方針を参酌し、本件処分を決定し、平成29年12月18日付け通知書（以下「本件通知書」という。）により通知した。なお、処分庁は、本件処分の理由として、本件通知書に「療育が必要なため」と記載し、処分に係る説明文書を同封の上、送付している。
- (5) 審査請求人は、平成30年1月24日付けで、審査庁である豊田市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 4 裁決の主文

本件処分を取り消す。

## 5 裁決の理由の概要

- (1) 処分庁は、特定の者について、具体的かつ個別的な事実関係に基づき入園の拒否を決しようとするときには、子ども・子育て支援法等の趣旨に沿う合理的な審査基準を設定すべきである。さもなくば、裁量権の逸脱濫用の結果、入園の諾否につき公正な基準及び手続によって判断を受けるべき審査請求人の法的利益を侵害したものとして、当該処分は違法又は取り消すべき不当となると解すべきである。
- (2) 本件についてこれを見ると、処分庁においては、こども園への入園申込みに対する審査を行うに当たって、当該趣旨に沿った合理的な審査基準が設定されていない。
- (3) よって、本件処分は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも取消しを免れない。

## 6 審理等の経過

- (1) 平成30年 1月24日 審査請求
- (2) 2月 6日 審理員の指名

- (3) 10月25日 審理員による審理の終結
- (4) 10月25日 審理員意見書の提出（棄却相当）
- (5) 10月25日 行政不服審査会に諮問
- (6) 平成31年 2月27日 行政不服審査会の答申（取消し相当）
- (7) 令和 元年 6月 4日 裁決